

○国土交通省告示第千六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十月三日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「永平寺大野道路」・福井県吉田郡永平寺町大月17字上垣内地内から同町谷口5字池ノ谷地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福井県吉田郡永平寺町大月17字上垣内、大月16字寺屋敷、大月38字前山、大月37字三味谷、大月32字百石、大月34字中沼及び大月35字小名辺、牧福島40字上間墨及び牧福島42字蛭谷、浅見52字東山、浅見31字南間戸場、浅見30字北間戸場、浅見32字山ノ腰、浅見29字北天上田、浅見33字南天上田、浅見34字上垣内、浅見36字金度口、浅見39字宇和野、浅見47字岸ノ下、浅見40字堂ノ北、浅見48字阿茂堂、浅見41字岩田及び浅見54字イヤカ谷、轟41字谷ノ堂、轟19字山田、轟37字中尾及び轟36字湯谷堂、光明寺45字桂谷、光明寺42字平林及び光明寺7字内ヶ谷口、花谷24字天狗谷、花谷19字小谷口、花谷18字堂ノ上、花谷21字菴屋敷、花谷20字城ノ越、花谷28字浅谷、花谷16字谷ノ奥及び花谷15字寺ノ下、谷口46字西谷、谷口15字大谷、谷口14字水下、谷口7字表谷、谷口48字堂谷、谷口4字水谷及び谷口5字池ノ谷、高橋13字奥池ノ谷
- 2 使用の部分 福井県吉田郡永平寺町大月17字上垣内、大月16字寺屋敷、大月38字前山、大月32字百石、大月34字中沼及び大月35字小名辺、牧福島40字上間墨、浅見30字北間戸場、浅見32字山ノ腰、浅見29字北天上田、浅見33字南天上田、浅見34字上垣内、浅見52字東山、浅見36字金度口、浅見39字宇和野、浅見47字岸ノ下、浅見40字堂ノ北、浅見48字阿茂堂、浅見41字岩田、浅見54字イヤカ谷及び浅見10字清水上、轟42字薬師、轟41字谷ノ堂、轟19字山田、轟37字中尾及び轟36字湯谷堂、光明寺45字桂谷、光明寺42字平林及び光明寺7字内ヶ谷口、花谷24字天狗谷、花谷19字小谷口、花谷18字堂ノ上、花谷21字菴屋敷、花谷20字城ノ越、花谷28字浅谷、花谷16字谷ノ奥及び花谷15字寺ノ下、谷口46字西谷、谷口15字大谷、谷口48字堂谷、谷口4字水谷及び谷口5字池ノ谷、高橋13字奥池ノ谷

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県大野市中津川地内の大野インターチェンジ（仮称）から福井市重立町地内の福井北インターチェンジ（仮称）までの延長25.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「永平寺大野道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道158号（中部縦貫自動車道。以下「本路線」という。）は、松本市を起点とし、大野市、勝山市、吉田郡永平寺町等を経由して福井市に至る延長約160kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する大野市、勝山市及び吉田郡永平寺町（以下「本件地域」という。）は、農業が盛んな地域であり、さといも、米等の栽培が行われており、これらの農産物は京阪神方面等に出荷されている。また、本件地域には永平寺等の観光資源があり、県内外から観光客が訪れている。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道158号及び一般国道416号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生している。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、一般国道158号の福井市大宮町地内で14,006台/日、一般国道416号の吉田郡永平寺町飯島地内で13,581台/日であり、混雑度はそれぞれ1.46、1.42となっている。

また、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、高速自動車国道北陸自動車道と接続し、本件地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の

活性化が図られるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担し、現道の交通混雑の緩和が図られることなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、大野インターチェンジ（仮称）から永平寺西インターチェンジ（仮称）までの区間は起業者が平成2年3月に、永平寺西インターチェンジ（仮称）から福井北インターチェンジ（仮称）までの区間は都市計画決定手続において、都市計画決定権者である福井県知事が平成4年7月に、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年6月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、メダカ及びシンジコハゼが確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息範囲を通過しないことから、影響は極めて小さいとされている。オオタカ、クマタカ及びサシバについては、営巣が確認されていることから、起業者は専門家からなる委員会を設置しており、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。ハヤブサについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境は周辺に広く残されることから影響は小さいとされているが、起業者はオオタカ等と併せてモニタリング調査を継続することとしている。サンショウクイについては、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響は小さいとされている。メダカ及びシンジコハゼについては、起業者は専門家の指導助言を受け、生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているミクリ、エビネ等が確認されているが、起業者は工事による改変箇所では生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が58箇所存在するが、このうち54箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保

存等の措置が講じられている。起業者は、残る4箇所についても福井県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することを主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のうち、大野インターチェンジ（仮称）から永平寺西インターチェンジ（仮称）までのルートについては、各インターチェンジ間の3区間において、申請案のほか、申請案より主に北側のルート案及び主に南側のルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、いずれの区間においても申請案は取得必要面積が最も又は2番目に大きいものの支障物件数が他の2案を上回ることはないこと、トンネル及び橋梁の総延長の合計が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件区間のうち、永平寺西インターチェンジ（仮称）から福井北インターチェンジ（仮称）までの事業計画は、平成4年8月21日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、福井県知事を会長とする中部縦貫自動車道建設促進福井県協議会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福井県吉田郡永平寺町役場